

尼崎市監査公表第11号

財務(定期)監査及び行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長及び教育委員会から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成25年8月13日

| | | | | |
|---------|---|---|---|----|
| 尼崎市監査委員 | 須 | 賀 | 邦 | 郎 |
| 同 | 堀 | | 智 | 子 |
| 同 | 津 | 田 | 加 | 寿男 |
| 同 | 前 | 迫 | 直 | 美 |

措置通知表【財務(定期)監査】

| | |
|-----------|--|
| 1 措置を講じた局 | 健康福祉局 |
| 2 監査結果報告日 | 平成25年3月25日 |
| 3 措置通知日 | 平成25年6月27日 |
| 4 監査結果の内容 | <p><u>嘱託医師の報酬について</u></p> <p>本市の非常勤特別職職員である嘱託医師の報酬は、地方自治法及び本市条例において勤務日数に応じて支給することと定められている。しかしながら、嘱託医師が同日に二つの会場で乳幼児健診に従事した場合において、日数ではなく勤務回数に応じて2回分の報酬を支給していた。</p> <p style="text-align: right;">(保健センター)</p> <p><指導の要点></p> <p>嘱託医師の報酬の支給は、法令に基づき適切に行うこと。</p> |
| 5 措置の内容 | <p>嘱託医師が、同一日の午前、午後ともに執務を行うことがないよう、出勤簿を色分けするなどして、報酬と報償費が明確に区別できるようにするとともに、健康診査の各会場でも報酬と報償費の勤務の別が分かるよう、出勤簿・勤務一覧表で確認するようにしました。</p> <p>また、乳幼児健康診査に係る医師業務につきましては、報酬と報償費が混在することのないよう、平成25年度からすべて報償費に統一しました。</p> |

措置通知表【財務(定期)監査】

| | |
|-----------|--|
| 1 措置を講じた局 | こども青少年局 |
| 2 監査結果報告日 | 平成25年3月25日 |
| 3 措置通知日 | 平成25年6月18日 |
| 4 監査結果の内容 | <p><u>現金を扱う事務処理について</u></p> <p>現金を扱う事務処理については、財務規則等の規定により正確に行われる必要がある。しかしながら、保育料の収納などの事務において、調定決議書の決裁漏れや前渡金出納簿の記載漏れ等、誤った事務処理が散見された。</p> <p style="text-align: right;">(保育課、保育指導担当)</p> <p><指導の要点></p> <p>現金出納事務については、財務規則等の規定により適正に処理を行うこと。</p> |
| 5 措置の内容 | <p>平成25年2月1日の公立保育所長会で、監査事務局が作成している事例の具体例等を交えて、研修を実施した。また平成25年2月6日に徴収嘱託員4名にも同様の研修を行い、事務手続きのミスが起こらないよう、周知徹底を図った。さらに、平成25年5月1日の公立保育所長会でも監査事務局作成の事例集の周知を図り、適宜参照するよう指示した。今後も適宜、研修を行うことで再発防止に努めていく。</p> <p>また、書類の確認を複数人で行うことや、チェックリストを常時活用するなどして適正な事務処理を行うよう努めていく。</p> |

措置通知表【財務(定期)監査】

| | |
|-----------|---|
| 1 措置を講じた局 | こども青少年局 |
| 2 監査結果報告日 | 平成25年3月25日 |
| 3 措置通知日 | 平成25年6月18日 |
| 4 監査結果の内容 | <p><u>保育料の階層変更事務について</u></p> <p>保育料の階層認定変更申請に対しては、保育料階層認定変更実施要領及び同事務処理基準に基づき、その決定又は却下を行っている。しかしながら、失業等による階層変更適用時期は、要領等では申請書の提出があった日の翌月からと定めているにもかかわらず、申請当月又は4月に遡って適用しているものがあつた。また、著しい収入の減少による減収率の計算では、要領と基準の計算方法に違いがあり、さらに要領等の定めとは異なつた計算がなされているものがあつた。</p> <p style="text-align: right;">（保育課）</p> <p><指導の要点></p> <p>保育料の階層変更については、保育料階層認定変更実施要領と同事務処理基準の表現等を整理し、納入義務者又は扶養義務者の収入額を的確に把握し、適正な保育料を徴収すること。</p> |
| 5 措置の内容 | <p>保育料の階層変更については、保育料階層認定変更実施要領及び同事務処理基準に、遡及して適用する旨の規定を加え、要領と基準の表現が異なる部分については、文言の整理を行った。</p> |

措置通知表【財務(定期)監査】

| | |
|-----------|--|
| 1 措置を講じた局 | 教育委員会事務局 |
| 2 監査結果報告日 | 平成25年3月25日 |
| 3 措置通知日 | 平成25年4月18日 |
| 4 監査結果の内容 | <p><u>公民館における現金出納事務について</u></p> <p>公民館分館の使用料収入は財務規則に基づく歳入事務委託により地域団体が取り扱っているところであり、その委託契約において、使用料収入があったときは「速やかに現金取扱員に払い込みしなければならない。」とされているが1か月に複数回にわたる収入があったにもかかわらず現金取扱員には1回の払い込みしかされていないものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(中央公民館)</p> <p><指導の要点></p> <p>現金の収納事務に関しては、財務規則等を遵守し速やかに行うことはもとより、その確認事務についても適切に行うこと。</p> |
| 5 措置の内容 | <p>現金の収納については、財務規則を遵守すべく、歳入事務の委託団体に対し歳入事務委託契約書に定めるとおり、徴収した使用料については、すみやかに現金取扱員に払い込みをするように指導しました。今後は、財務規則を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。</p> |